

静岡県告示第264号

林業関係事業補助金交付要綱（昭和55年静岡県告示第16号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>第4 交付の申請</p> <p>(1) 提出書類 各1部</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 事業計画書（森林環境保全直接支援事業、特定機能回復事業、森林空間総合整備事業、絆の森整備事業、特定森林造成事業及び間伐材搬出奨励事業（以下「造林に係る事業」という。）を除く。）（様式第2号）</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第4 交付の申請</p> <p>(1) 提出書類 各1部</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 事業計画書（森林環境保全直接支援事業、特定機能回復事業、森林空間総合整備事業、絆の森整備事業、特定森林造成事業及び間伐材等搬出奨励事業（以下「造林に係る事業」という。）を除く。）（様式第2号）</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>(2) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表22の項事業の欄、経費の欄及び事業細目の欄を次のように改める。

22 間伐材等搬出奨励事業	森林組合、知事が認定した協業体、認定事業主及び育成経営体が事業細目の欄に掲げる事業を行うのに要する経費	<p>1 間伐材の搬出</p> <p>間伐を実施した森林において、道路までの搬出距離が20メートル以上ある間伐材の搬出を行い、かつ、原木市場等へ搬送する事業（他の県費補助金の助成を受けたものを除く。）</p> <p>2 木材チップ用材の搬出</p> <p>人工造林を伴う主伐を実施した森林において、木材チップ用材の搬出を行い、かつ、木材チップの生産を行う事業所等へ搬送する事</p>
---------------	---	---

		業（他の県費補助金の助成を受けたものを除く。）
--	--	-------------------------

別表32の項を次のように改める。

32 木材生産 加速化（担 い手育成 型）モデル 事業	森林組合等、知事 が認定した協業 体、認定事業主、 森林経営計画策定 者、民間事業者及 び育成経営体が事 業細目の欄に掲げ る事業を行うのに 要する経費	1 保育間伐 2 間伐 3 付帯施設等整備 (1) 林内作業場整備 (2) 林床保全整備 4 森林作業道整備 5 調査計画 6 その他知事が認める 作業	知事が別に定める 金額以内とする。	事業費の30パ ーセントを超 える変更	1 事業の細 目の新設又 は廃止 2 施行箇所 の変更
---	--	--	----------------------	---------------------------	---

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。